## 一般社団法人 日本医学教育評価機構

## 評価手数料に関する規則

- 第1条 この規則は、一般社団法人日本医学教育評価機構(以下、「機構」という。)が実施する医学 教育プログラムに関する評価手数料について定める。
- 第2条 本評価に関する評価手数料は、評価申請1件当たり次のとおりとする。
  - (1) 1巡目の評価受審を申請する場合 3,850,000円(消費税別)
  - (2) 2巡目以降の評価受審を申請する場合 3, 440, 000円 (消費税別)
  - 2 期限付認定に関する評価手数料は、評価申請1件あたり500,000円(消費税別) とする。
- 第3条 評価手数料は、指定の期日までに納入しなければならない。
- 第4条 納入された評価手数料は原則として返還しない。
- 第5条 この規則の改廃は、理事会において実施する。

## 附則

- 1. この規則は、平成27年12月11日から施行する。
- 2. この改正規則は、令和元年11月18日から施行する。